

第五次高山市ごみ処理基本計画の見直しについて

1. 見直しの背景

ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、廃棄物の適正な処理を行うため市が定める計画である。

本計画は、平成27年度～令和6年度の10年間を計画期間としているが、今回、新ごみ処理施設の建設に向けた基本設計の作成に併せて見直しを行う。

2. 見直しのポイント

- (1) 新ごみ処理施設の建設を踏まえ計画期間及び目標数値の見直し
- (2) 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の公布など社会情勢の変化や課題等への対応を図るため施策の見直し

3. 計画の構成及び概要 別紙 1

4. 今後の予定

令和3年12月	パブリックコメント、環境審議会
令和4年2月	計画策定